

生ごみ処理容器・電気生ごみ処理機の購入に補助金が出ます

家庭から出る生ごみの自家処理を推進するため、生ごみ処理容器等を設置した家庭に市から補助金を交付します。

●補助率

購入金額の2分の1以内

●補助限度

生ごみ処理容器(1世帯2基まで)

(市内で購入時)3,000円/基

(市外で購入時)2,000円/基

電気生ごみ処理機(1世帯1台まで)

(市内で購入時)25,000円/台

(市外で購入時)15,000円/台

※補助限度等は変更することがあります。

●対象者

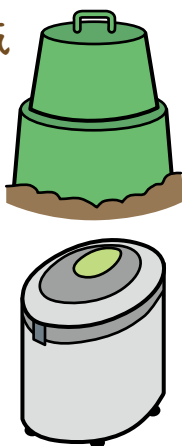
市内に住所を有し、市税等に滞納がない方

●申請期限

購入後、当該年度の3月31日までに廃棄物対策課へ申請してください。

〈申請に必要なもの〉

振込先のわかるもの、領収書の写し(氏名及び商品の型番が確認できるもの。レシート不可)、型番がわかるチラシなど



ごみの運搬が困難な場合

ごみが大量に出た際、または粗大ごみなどを片付ける際に、ごみを搬入することが自身では困難なときには、田原市が許可する収集運搬業者に一般廃棄物(粗大ごみなど)を収集運搬してもらうことができます。(有料)詳細は各業者にお問い合わせください。

田原市 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

※田原市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていない無許可業者は利用しないでください。

ごみの不法投棄・ポイ捨ては法律で禁止されています

注意：みだりにごみを捨てた場合、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、もしくはその両方が科せられる場合があります。

ごみの不法投棄は、たとえ少量であっても犯罪です。土地や建物の所有者(管理者)は日頃から不法投棄されないよう適正な維持管理に努めていただくとともに、不法投棄をしない・させない環境づくりに地域をあげて協力をお願いします。

投棄者が不明の場合は、土地所有者(管理者)に片付けていただくことになります。



屋外焼却行為は法律で禁止されています

注意：違法な焼却行為をした場合、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、もしくはその両方が科せられます。

ダイオキシン類発生抑制と廃棄物の適正処理の観点から、キャンプファイヤー・バーベキュー等の一部の例外を除いて、廃棄物の焼却行為は原則禁止されています。家庭ごみは、ごみ分別ルールに従って分別してごみステーションへ出してください。

